

陸上幕僚長  
海上幕僚長  
航空幕僚長  
建設本部長  
殿

防衛庁長官

飛行場の標点について（通達）

標記について、防衛庁としての解釈を下記のとおり定めるから、今後はこれにより実施されたい。

記

- 1 飛行場の標点は着陸帯の幾何学的重心（着陸帯が2以上あるときはそれぞれの重心から計算して得られる1個の重心）とする。
- 2 前号の重心位置を標点とすることが飛行作業上不適当である場合、又は当該位置に第3号に掲げる明瞭な標識を施すことが困難な場合には、飛行作業に支障がなく、かつ、明瞭な標識を施すことのできる点のうち、前号の重心位置に最も近い点を標点とする。
- 3 標点を定める場合には、測量により経緯度を秒まで測定し、かつ、その点を標示するため鉄びょう、石標等により明確な標識を施すものとする。